

建設投資市場においては、公共工事が約4割、民間工事が約6割となりますが、価格転嫁については、公共工事はスライド条項により賃金水準又は物価水準の変動があった場合、受注者は請負代金額の変更を請求できることから、特に国や県発注工事ではしっかり対応できていると認識しています。

一方で民間工事については、昨年の建設業法の改正により当事者間で誠実に協議していただくよう実効性を確保したところでございます。

賃上げについては、先月2月14日に公共工事の入札で予定価格の算出などに使用する公共工事設計労務単価を発表したところで、13年連続の引き上げとなり、昨年から6.0%（単純平均）引き上げたこととなります。

また、石破総理大臣の立ち合いの下、中野国土交通大臣と

大手、中堅、中小などそれぞれで構成される建設業4団体トップとの車座での意見交換におきまして、民間工事を含めて技能者賃金の「おおむね6%の上昇」を目指すことを申し合わせました。

建設現場で働く人たちのおおむね6%の賃上げを目標に業界団体と連携しながら価格転嫁などの賃上げの原資を建設業者が確保できる環境を整える取り組みを進めてまいります。